

合宿運転免許参加規定

- 1 参加資格
 下記に該当する方は、入校できません。
 (1) 該当に定められた年齢に達しないため、免許取得の受験資格のない方。
 (2) 法律で定められた視力に満たない方、色盲の方、聴力、運動能力に障害があり運転に支障のある方。
 (3) 過去3年以内に交通違反の前歴があるため免許を受けられない方。
 (4) 漢字の読解ができない方。
 (5) 必要な書類が不備のため入校手続きに支障のある方。
 以上5項目に於いて虚偽の申請をした場合は、入校を拒否されても異議ないものとします。
- 2 申し込み
 参加の申し込みは、入校7日前までに行うものとします。
 合宿参加申込書に必要事項を記入し、申込金10,000円以上並びに本籍記載の住民票1通（外国籍の方は、外国人登録済証1通）免許証所持者はその免許証のコピー裏表各1枚を添えて郵送にてお申込み下さい。尚、申込金は合宿免許料に充当致します。
- 3 合宿免許料金及び支払いの方法
 合宿免許費用は別紙の料金表の通りとします。お支払いは、現金・振込・クレジットにより入校当日までに全額お支払い下さい。
- 4 クレジット利用
 参加者が運転免許クレジットにより参加費を支払う場合は、入校前にクレジット会社の融資承認を得られるまで、当校への入校を延期するものとします。
- 5 追加料金
 合宿が保証する教習時間、宿泊数を超えて教習を受けるときは別に定める追加料金を必要とします。この追加教習料および宿泊費は当校の請求に対し直接参加者が卒業日までに支払うものとします。未納の場合は卒業証明の発行を中止します。
- 6 合宿免許料金及び入校日の変更
 合宿免許料金が増額改訂となる場合は、ご通知致します。増額改訂となる場合には差額を申受け、減額改訂となる場合には差額を払い戻し致します。又、入校日の変更は、入校日の3日以上前にお申し出下さい。
- 7 最短期間
 別の最短期間は、全て同一期間でなく、入校日より卒業までの日数が若干異なる場合があります。参加者の能力によっても卒業までの日数が異なります。又、例えば自動二輪免許を有する方で規定教習時間通りに卒業できる場合は、表示日程よりも早く合宿教習を終了させる可能性のある場合でも、当校には表示日程よりも早く終了させる義務はないものとします。なお、表示日程より早く卒業した場合はその日のうちに退校し、残る期間の教習、宿泊等に關する返金はないものとします。
- 8 契約解除、払戻し
 (1) 入校前 (ア) 参加者は、次ぎに定めるキャンセル料をお支払い頂くことにより、契約を解除することができます。
 入校日の3日以降～入校日前日…10,000円 入校日当日…30,000円
 (イ) 当校は(ア)により契約が解除されたときは、すでに収受している合宿料金から所定のキャンセル料を差引き払い戻し致します。
 (2) 入校後 (ア) 入校後、参加者の申し出により教習の途中でキャンセルの場合は、次ぎの計算式により、返金致します。又、あらかじめ収受した合宿免許料金を上回る場合は、超過料金として申受けます。

閉 散 期	閉 散 期
入校から10日間内	150,000円
15日間内	100,000円
20日間内	0円

 (イ) 参加者の都合により転校する場合、別に転校手続き手数料10,000円のお支払い申受けます。
 又、途中キャンセルの場合でも申し込み金はお返しいたしませんのでご注意下さい。

9 再入校
 教習期間中参加者の希望で帰宅し再入校するときは、当校が指定する方法でその手続きを行うものとします。2月、3月、7月、8月の再入校は、教習・宿舎の状況により希望日に再入校できません。

10 遵守事項
 (1) 参加者は、当校が定める規則・寮則を遵守し、学科ならびに技能教習担当教官の指示に従わなければならない。校内で他人に対し迷惑となる行為はしてはなりません。又、(2) 参加者は、宿舎ならびに、校舎内での行為(暴力行為・トバク等)をしてはなりません。又、(3) 参加者は、社会的な秩序を乱す行為(暴行・暴言)をしてはなりません。その損害を賠償しなければならない。

11 強制退校
 参加者の故意過失、又参加者が本規定前条の規則を守らない為、当校が損害の恐れがある場合、強制退校とします。この場合、一切返金致しません。

12 当校の免責事項
 お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合には、当校は責任を負いません。
 (1) 天災地変、官公署の命令、その他学校の管理でできない事由により生じる教習日程の変更もしくは教習の中止。
 (2) 学校の管理による校内教習並びに路上教習において、お客様の不注意により発生した事故。
 (3) 故又は相手方の不注意により発生した事故にかかると損害。
 (4) 自由行動中の事故。
 (5) 盗難。
 (6) 当校と参加者の運転合宿に起因する全ての訴訟を当校の指定する裁判所で行なうものとする。